

平成28年5月30日

保護者様

茂原市立茂原中学校長 山田 育雄

学校における合理的配慮の提供に係る申出（意思の表明）について

軽暑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃は、本校の教育に際しましてご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本年4月1日より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、公立学校において障害のある子どもへの障害を理由とする不当な差別的扱いが禁止されるとともに、障害のある子どもへの合理的配慮の提供が義務となりました。千葉県教育委員会から学校宛てには、全てのご家庭にその法律が施行されることを周知するよう、通知が届いているところです。

つきましては、合理的配慮の提供を希望される場合には、別紙「（保護者資料）合理的配慮の提供について」を参照の上、<きりとり>以下の「学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申出」に記入し、封筒に入れてのり付けをした上で、学校（担任）への提出をお願いいたします。

尚、申出いただいた内容につきましては、学校教育活動において、必要な配慮か、実施可能か等について、校内で十分に検討の上、本人・保護者の同意を得て決定していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。ご不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。

..... きりとり .....

学校における合理的配慮の提供に係る具体的な内容の申出

以下のとおり、学校による合理的配慮の提供内容について申出いたします。

年 組 生徒氏名 保護者氏名 印

具体的な申出内容

--

※6月3日までに、担任まで提出をお願いいたします。